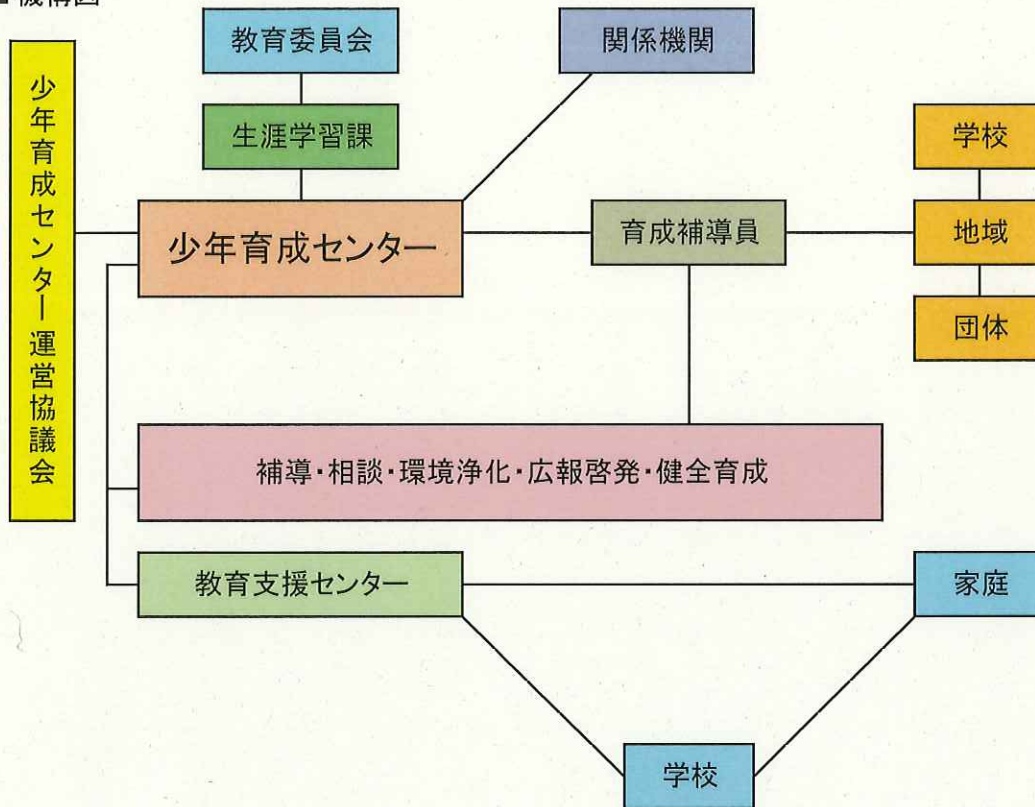


綾川町少年育成センターのあらまし

■ 機構図



■ 目的

綾川町少年育成センターは、青少年の非行を防止して健全な育成指導を総合的に行うことを目的として設置され、街頭補導や相談活動、関係機関・団体との連携などの業務を行っています。また綾川町では教育支援センターも置き、町内の不登校児童生徒が通級できる「居場所」での活動を通して学校復帰を目指します。

■ 運営協議会

運営協議会は、少年育成センターの業務の具体的な実施計画を協議決定します。構成員は、関係機関、団体から選出された者を町長が委嘱します。

■ 育成補導員

- ・育成補導員は、関係機関団体の推薦により町長が委嘱します。
- ・育成補導員は、団体及び個人の立場で把握された青少年に関する問題について少年育成センターと相互の連携を図るとともに、街頭補導に参加し、直接青少年の指導にあたります。

育成補導員委嘱状況

所属機関団体名	所属機関団体名
中学校	民生児童委員会
小学校	保護司会
中学校PTA	少年警察補導員
小学校PTA	スポーツ少年団
小学校子ども会育成会	教育委員会
	婦人会

■ 具体的な活動

◇ 街頭補導活動

青少年の非行を未然に防ぎ、早期に発見、指導するための「愛の声かけ」を行います。

- ・育成補導員による定期補導
- ・センター指導員による通常補導
- ・夏休み等長期休暇、イベント時における特別補導
- ・センター指導員による早朝補導

◇ 教育支援センター活動

不登校児童生徒の自立を促し、集団への適応、社会性を身に着けつつ、元気を回復のため個に応じた支援を行い学校復帰、将来への展望を自覚できるよう学校、家庭とともに進めていきます。

- ・原籍校との連携を密にし、通級児童生徒との調整を図り、支援の充実に努める。
- ・通級生の仲間のふれあい、校外学習などを通して社会性や自主性の育成に努める。
- ・職員は各研修会に参加して指導員としての資質向上に努める。
- ・親の会を開催し、情報交換・相談活動を行う。

◇相談活動

子ども本人やその保護者から悩みや心配事の相談を受け付けています。

また内容によって他の相談機関や専門機関を紹介します。

- ・電話相談・来所相談・訪問相談
- ・学校のこと、勉強のこと、友だちのこと、進路のこと、家庭のことなど。
- ・本人、保護者ともに一人で抱え込まずに是非ご相談ください。

◇広報啓発活動

地域や家庭が青少年の問題に関心、意識を持つように青少年の現状や課題の把握、解決に向けて啓発活動を行っています。

- ・広報誌「あやがわ」に毎月「少年育成センターだより」を掲載。
- ・「育成だより」の発行
- ・リーフレット等作成配布

◇環境浄化活動

青少年の健全育成のために、有害環境の浄化及び環境整備のための活動を行っています。

- ・公園、公共施設等での落書き等の整備
- ・有害環境の整備
- ・地域の危険箇所の発見に努め、安全に関する情報の把握

※有害図書に関する白ポストは高松西署の所管

- ・「青パト」による不審者対策を兼ねての安全安心のための町内パトロール

◇健全育成活動

青少年の非行防止、健全育成のためにセンター指導員をはじめ諸活動を行っています。

- ・育成補導員研修会
- ・強調月間に合わせた各キャンペーン活動
- ・センター間の情報交換会・研修会等

◇関係機関、団体との連携活動

家庭、学校、地域、関係機関・団体との連携を図り、青少年の健全育成、児童生徒の安全安心を進めます。

- ・少年育成センター運営協議会の開催
- ・中讃管内市町情報交換会
- ・高松西警察署との合同パトロール